国立大学法人東京外国語大学職員法 定外補償規程

平成24年 3月30日 規 則 第 91 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学(以下「大学」という。)に勤務する職員が業務災害又は通勤災害により、負傷、疾病、障害(以下「身体の障害等」という。)を被り、又はこれらの災害により死亡した場合において、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の規定に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が独自に行う補償(以下「法定外補償」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この規程の対象となる職員の範囲は、労災法に定める労働者災害補償保険に加入 している者とする。

(業務上災害補償)

- 第3条 大学は、職員が業務上の事由により身体の障害等を被り、又は死亡した場合は、 当該職員又はその遺族(大学が決定する遺族に限る。)に対し法定外補償を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体の障害等を被り、又は死亡した事由が次の各号のいず れかに該当するときは、この規程は適用しない。
 - (1) 職員の故意又は重大な過失のみによるとき。
 - (2) 職員が法令に定められた運転資格を持たないで運転、又は泥酔運転若しくは無免許運転の間に発生した事故によるとき。
 - (3) 職員の故意の犯罪行為によるとき。
 - (4) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるとき。
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動によるとき。
 - (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき。
 - (7) 風土病又は職業性疾病によるとき。

(通勤災害補償)

第4条 労災法上業務外の事由とされた通勤による災害については、労災法上の通勤災害 に該当する場合に限り、これを業務上の事由による災害に準ずるものとし、この規程を 適用する。

(補償の内容)

- 第5条 この規程により行う補償の種類は次のとおりとする。
 - (1) 休業補償
 - (2) 障害補償

- (3) 遺族補償
- 2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は、それぞれ別表に定めるとおりとする。 (第三者の行為による事故)
- 第6条 大学は、法定外補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で、法定外補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、法定外補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、大学はその価額の限度において法定外補償の義務を免れる。 (民法による損害賠償との調整)
- 第7条 大学は、この規程による補償を行った場合においては、同一の事由については、 その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(解釈上の疑義の取扱い)

第8条 業務上外の認定その他この規程に定める事項の運用について疑義が生じたときは、 労基法及び労災法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

補償の種類と補償額

1. 休業補償

業務上又は通勤による負傷又は疾病にかかる療養のために勤務できない場合において 給与を受けないときは、その勤務ができないことに伴う損失を補填するため、休業期間 のうちの最初の3日分について次の額を支給する。

- (1) 休業1日につき給付基礎日額の100分の80相当額
- (2) 一部勤務し、給与の一部を受けている場合の額
 - [(給付基礎日額)-(勤務に対して支払いを受けた給与額)]の100分の80相当額

2. 障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度(労災 法により認定された障害等級)に応じて次の表に掲げる額を支給する。

障害が2以上ある場合又は障害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し障害 等級を決定する。

補償額

障害等級	補償額	
	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
後遺障害1級	1, 540	9 7 5
後遺障害2級	1, 500	9 4 0
後遺障害3級	1, 460	9 0 5
後遺障害4級	8 7 5	5 5 0
後遺障害5級	7 4 5	4 7 0
後遺障害6級	6 1 5	3 9 0
後遺障害7級	4 8 5	3 1 0
後遺障害8級	3 2 0	1 9 5
後遺障害9級	2 5 0	1 5 5
後遺障害10級	1 9 5	1 2 0
後遺障害11級	1 4 5	9 0
後遺障害12級	1 0 5	6 5
後遺障害13級	7 5	4 5
後遺障害14級	4 5	3 0

3. 遺族補償

・ 業務上死亡した場合は、遺族に対し次の表に掲げる額を支給する。ただし、障害補償支給後、再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。 補償額

	補 償 額	
	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
死 亡	1, 860	1, 130